

島根県報

号外第一二二三号
平成十五年十月三十一日
(金曜日)

告 示

目 次

鳥獣保護区の指定	(森林整備課)	—
鳥獣保護区特別保護地区の指定	"	—
狩猟鳥獣捕獲禁止地域の指定	"	—
銃猟禁止区域の指定	"	二
鳥獣保護区の更新	"	三
鳥獣保護区の指定の変更	"	四
鳥獣保護区の指定の解除	"	五
休猟区の指定の変更	"	五
鳥獣保護区の設定の一部改正(九件)	"	五
休猟区の設定の一部改正	"	九
銃猟禁止区域の設定の一部改正	"	九
特別保護地区の指定の廃止	"	九
銃猟禁止区域の設定の廃止(二件)	"	一〇

告

示

島根県告示第九百十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

古江鳥獣保護区

- 一 区域
松江市の一部
- 二 面積
七九五ヘクタール
- 三 存続期間
平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課 隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備えて供覧する。

島根県告示第九百十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

万寿寺鳥獣保護区 特別保護地区

- 一 区域
松江市の一部
- 二 面積
五ヘクタール
- 三 存続期間
平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針
 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第九百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

沢谷狩猟鳥捕獲禁止区域	一 区域 邑智郡邑智町の一部	一 区域 那賀郡弥栄村の一部	一 区域 道川キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域
	二 面積 一、八五八ヘクタール	二 面積 一〇、三九〇ヘクタール	一 区域 美濃郡匹見町の一部
	三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで	三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで	二 面積

二、三二五ヘクタール
 三 存続期間
 平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

鳥キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域

一 区域
鹿足郡日原町の一部
 二 面積
六二三ヘクタール
 三 存続期間
平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第九百十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

古江銃猟禁止区域	一 区域 松江市の一部	一 区域 八雲銃猟禁止区域
	二 面積 七八ヘクタール	一 区域 八束郡八雲村の一部
	三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	

井尻銃猟禁止区域	二 面積 一四七ヘクタール 三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
斐伊川第2銃猟禁止区域	一 区域 能義郡伯太町の一部 二 面積 四〇ヘクタール 三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
宇賀池銃猟禁止区域	一 区域 大原郡加茂町の一部 二 面積 五五ヘクタール 三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
桜江銃猟禁止区域	一 区域 邑智郡桜江町の一部 二 面積 一八〇ヘクタール 三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

枕瀬山銃猟禁止区域	一 区域 鹿足郡日原町の一部 二 面積 三二二ヘクタール 三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
岬銃猟禁止区域	一 区域 隠岐郡西郷町の一部 二 面積 五一〇ヘクタール 三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
大長見ダム銃猟禁止区域	一 区域 浜田市の一部、及び那賀郡弥栄村の一部 二 面積 一一三ヘクタール 三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第九百十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を更新するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

鳥獣保護区の名称	区 域	面 積	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
万寿寺鳥獣保護区	松江市の一部	一〇〇ヘクタール	平成十五年十一月一日	掲載を省略し、島根県農
多古鼻鳥獣保護区	八束郡島根町の一部	二八五ヘクタール	から平成二十五年十月三十一日まで	林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供
玉造鳥獣保護区	八束郡玉湯町の一部	三九二ヘクタール		
ふるさと森林公園鳥獣保護区	八束郡六道町の一部	五七ヘクタール		
鬼の舌震鳥獣保護区	仁多郡仁多町の一部	一九〇ヘクタール		
湯抱鳥獣保護区	邑智郡邑智町の一部	七三〇ヘクタール		
市木鳥獣保護区	邑智郡瑞穂町の一部	七一五ヘクタール		

鳥獣保護区の名称	区 域	面 積		存 続 期 間	鳥獣保護区の保護に関する指針
		変 更 前	変 更 後		
海士鳥獣保護区	隠岐郡海士町の一部	一五八ヘクタール	一七七ヘクタール	平成七年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで	掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。
家古屋山鳥獣保護区	那賀郡旭町の一部	二二〇ヘクタール	二二五ヘクタール	平成十年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで	

二ツ山鳥獣保護区	邑智郡瑞穂町の一部	三三〇ヘクタール
いこいの村しまね鳥獣保護区	邑智郡瑞穂町の一部、同郡石見町の一部	二五〇ヘクタール
国府鳥獣保護区	浜田市の一部	四三二ヘクタール

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備えて供覧する。

島根県告示第九百十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき鳥獣保護区の指定を次のとおり変更するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

安蔵寺山鳥獣保護区

美濃郡匹見町の一部、鹿足郡日原町の一部、同郡六日市町の一部

八一九ヘクタール

七八五ヘクタール

平成五年十一月一日から平成十五年十月三十一日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第九百十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の指定を解除するので、同条第十項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

鳥獣保護区の名称	区	面	積
朝山鳥獣保護区	出雲市の一部	四三七ヘクタール	
枕瀬山鳥獣保護区	鹿足郡日原町の一部	二八五ヘクタール	

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第九百十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定に基づく休猟区の指定を次のとおり変更する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

休猟区の名称	区	域	面		存続期間
			変更前	変更後	
東郷休猟区	部	隠岐郡海士町の一部	一、〇五〇ヘクタール	一、〇三八ヘクタール	平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

島根県告示第九百二十号

鳥獣保護区の設定（昭和四十八年島根県告示第六百九十二号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

表中方寿寺鳥獣保護区の項、鬼の舌震鳥獣保護区の項、湯抱鳥獣保護区の項及び国府鳥獣保護区の項を次のように改める。

万寿寺鳥獣保護区	一 区域	松江市の一部
	二 面積	一〇〇ヘクタール
	三 存続期間	

<p>鬼の舌震鳥獣保護区</p>	<p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p> <p>一 区域 仁多郡仁多町の一部</p> <p>二 面積 一九〇ヘクタール</p> <p>三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>湯抱鳥獣保護区</p>	<p>一 区域 邑智郡邑智町の一部</p> <p>二 面積 七三〇ヘクタール</p> <p>三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>国府鳥獣保護区</p>	<p>一 区域 浜田市の一部</p> <p>二 面積 四三二ヘクタール</p> <p>三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。</p>
<p>鳥根県告示第九百二十一号 鳥獣保護区の設定（昭和五十三年鳥根県告示第八百八十八号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。 平成十五年十月三十一日 島根県知事 澄 田 信 義</p> <p>表 中玉造鳥獣保護区の項及び多古鼻鳥獣保護区の項を次のように改める。</p>	<p>多古鼻鳥獣保護区</p> <p>一 区域 八束郡島根町の一部</p> <p>二 面積 二八五ヘクタール</p> <p>三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>玉造鳥獣保護区</p> <p>一 区域 八束郡玉湯町の一部</p> <p>二 面積 三九二ヘクタール</p> <p>三 存続期間</p>	

平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
鳥獣保護区の保護に関する指針
四 鳥獣保護区の保護に関する指針
掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第八百二十二号

鳥獣保護区の設定（昭和六十三年島根県告示第九百四十四号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

表中市木鳥獣保護区の項、二ツ山鳥獣保護区の項及びいこいの村しまね鳥獣保護区の項を次のように改める。

市木鳥獣保護区	<p>一 区域 邑智郡瑞穂町の一部</p> <p>二 面積 七一五ヘクタール</p> <p>三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
二ツ山鳥獣保護区	<p>一 区域 邑智郡瑞穂町の一部</p> <p>二 面積</p>

三二〇ヘクタール
三 存続期間
平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
四 鳥獣保護区の保護に関する指針
掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

いこいの村しまね鳥獣保護区	<p>一 区域 邑智郡瑞穂町の一部、同郡石見町の一部</p> <p>二 面積 二五〇ヘクタール</p> <p>三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。</p>
---------------	--

島根県告示第九百二十三号

鳥獣保護区の設定（平成五年島根県告示第千十一号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

表中ふるさと森林公園鳥獣保護区の項を次のように改める。

ふるさと森林公園鳥獣保護区	<p>一 区域 八束郡六道町の一部</p>
---------------	---------------------------

二 面積 五七ヘクタール
三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第九百二十四号

鳥獣保護区の設定（昭和四十年島根県告示第七百十六号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

表中海士鳥獣保護区の項を次のように改める。

海士鳥獣保護区
一 区域 隠岐郡海士町の一部
二 面積 一七七ヘクタール
三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付

家古屋山鳥獣保護区
一 区域 那賀郡旭町の一部
二 面積 一二五ヘクタール
三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第九百二十五号

鳥獣保護区の設定（昭和六十三年島根県告示第九百四十四号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

家古屋山鳥獣保護区
一 区域 那賀郡旭町の一部
二 面積 一二五ヘクタール
三 存続期間 平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
四 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

島根県告示第九百二十六号

鳥獣保護区の設定（平成五年島根県告示第九百一十一号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

表中安蔵寺山鳥獣保護区の項を次のように改める。

安蔵寺山鳥獣保護区

一 区域	美濃郡匹見町の一部、鹿足郡日原町の一部、同郡六日市町の一部
二 面積	五五〇ヘクタール
三 存続期間	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
四 鳥獣保護区の保護に関する指針	掲載を省略し、鳥根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。

備考 区域図は、掲載を省略し、鳥根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

鳥根県告示第九百二十七号

鳥獣保護区の設定（平成五年鳥根県告示第九百二十七号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

表中朝山鳥獣保護区の項を削る。

鳥根県知事 澄 田 信義

鳥根県告示第九百二十八号

鳥獣保護区の設定（平成八年鳥根県告示第九百二十八号）の一部を次のように改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

表中枕瀬山鳥獣保護区の項を削る。

鳥根県知事 澄 田 信義

鳥根県告示第九百二十九号

休猟区の設定（平成十四年鳥根県告示第九百二十九号）の一部を次のとおり改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

表中東郷休猟区の項を次のように改める。

鳥根県知事 澄 田 信義

東郷休猟区

一 区域	隠岐郡海士町の一部
二 面積	一、〇三八ヘクタール
三 存続期間	平成十四年十一月一日から平成十七年十月三十一日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、鳥根県庁、隠岐支庁及び各農林振興センターに備え付けて供覧する。

鳥根県告示第九百三十号

銃猟禁止区域の設定（平成十二年鳥根県告示第九百三十号）の一部を次のとおり改正し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

表中宇賀池銃猟禁止区域の項を削る。

鳥根県知事 澄 田 信義

鳥根県告示第九百三十一号

特別保護地区の指定（昭和四十八年鳥根県告示第六百九十三号）を廃止し、平成十五年

毎週火・金曜日発行

十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百三十二号

銃猟禁止区域の設定（昭和六十三年島根県告示第九百五十一号）を廃止し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百三十三号

銃猟禁止区域の設定（平成五年島根県告示第九百十八号）を廃止し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

平成十五年十月三十一日印刷
平成十五年十月三十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江学殿町南
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）